

高知県で田舎暮らし。

室戸に移住！  田舎暮らし情報館



## 室戸市の 各制度、補助、給付、 助成等一覧表

室戸市の各種制度等を「子育て・医療」「住まい・暮らし」「住まい・暮らし(高齢者・障がい者)」「就労・農林水産等」の4つに区分し、一覧表にしました。移住を検討する際の参考にどうぞ。

令和4年6月

室戸市まちづくり推進課移住促進室

# 担当課連絡先一覧

担当課名	班名	連絡先	備考
学校保育課	保育班	0887-22-5141	
	学校班		
生涯学習課	生涯学習班	0887-22-5142	
	人権教育班	0887-22-5144	
福祉事務所	社会福祉班	0887-22-5137	
保健介護課	健康推進班	0887-22-3100	
	高齢者介護班	0887-22-5155	
	障害福祉班	0887-22-3105	
まちづくり推進課	まちづくり推進班	0887-22-5147	
	移住促進室	0887-22-5167	
財産管理課	建築住宅班	0887-22-5122	
防災対策課	防災対策班	0887-22-5132	
市民課	生活環境班	0887-22-5126	
産業振興課	商工水産振興班	0887-22-5116	
	農林振興班	0887-22-5119	
地域医療対策課	地域医療対策班	0887-22-2727	
シルバー人材センター	—	0887-24-2018	

# 室戸市の各制度、補助、給付、助成等一覧表

子育て・医療 (28)

住まい・暮らし (20)

住まい・暮らし (高齢者・障がい者) (22)

就労・農林水産ほか (13)

保育料について	室戸市空き家バンク制度	中山間地域高齢者等 タクシー利用助成事業	室戸市無料職業紹介所
延長保育	室戸市空き家改修費補助金	住宅改造支援事業費補助金	室戸市創業・事業承継支援 事業費補助金
休日保育	室戸市空き家家財道具等 処分費補助金	生活支援寝具洗濯サービス事業	企業誘致推進奨励金
地域子育て支援拠点事業	室戸市移住促進家賃等補助金	訪問理美容サービス事業	コールセンター等設置奨励金
一時預かり事業	室戸市移住促進 引っ越し費用補助金	移動入浴車派遣事業	漁業就業支援事業費補助金
就学援助制度	室戸市結婚新生活支援補助金	家族介護用品支給事業	沿岸漁業設備投資促進事業費 補助金
自転車ヘルメット 着用推進事業	室戸市太陽光発電システム 設置費補助金	家族介護慰労金支給事業	担い手支援事業 (研修区分)
放課後児童クラブ	室戸市老朽住宅除却事業費 補助金	配食サービス事業	担い手支援事業 (親元区分)
放課後子ども教室	室戸市住宅リフォーム支援事業 補助金	高齢者等買い物支援事業	青年就農給付金 (準備型)
奨学資金貸与	木造住宅耐震診断調査事業	成年後見制度支援事業	農業次世代人材投資事業費 補助金 (経営開始型)
乳幼児等医療費助成制度	非木造住宅耐震診断費 補助金	身体障害者住宅改造支援事業	特用林産業新規就業者 研修支援事業
ひとり親家庭 医療費助成制度	住宅耐震改修設計費補助金	あったかふれあいセンター事業	室戸市看護師確保対策補助金
児童手当	住宅耐震改修工事費補助金	相談支援事業	シルバー人材センター
児童扶養手当	ブロック塀対策推進補助金	日常生活用具給付事業	
不妊治療費補助金	家具転倒防止金具等 取付け事業費補助金	手話奉仕員等養成事業	
養育医療	室戸市防災士資格取得受験 手数料等助成事業	意思疎通支援事業	
室戸市すこやか子育て祝金	合併処理浄化槽設置費 補助金	移動支援事業	
室戸市の赤ちゃん スターターキット事業	ごみ減量化促進事業費 補助金	障害福祉サービス事業	
妊婦訪問	飲料水供給施設等 整備費補助金	補装具給付事業	
新生児訪問	重要伝統的建造物群 保存地区	日中一時支援事業	
プレママ&子育てひろば		重度障害児者医療費助成事業	
ゆうゆうひろば		自立支援医療費助成事業 (更生医療・育成医療)	
乳児健診			
幼児健診			
フッ素洗口事業			
アニバーサリーがん検診			
ワンコインがん検診			
特定健康診査			

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当班名
1	保育料について	○子育て世帯の負担を軽減するため保育料の無償化、減免 ☆①3～5歳児の保育料については、全世帯無償 ②副食費について ・3～5歳児の副食費については、国及び室戸市が負担し、徴収はしない ③多子世帯（2子以上）において、18歳未満の年長児から起算して、第2子以降の児童に係る保育料は、申請により全額減免とする	全額	学校保育課 保育班
2	延長保育	○保護者の就労時間等により認定を受けた時間を超えて行う保育。吉良川第一保育所で実施 ☆保育認定を受けて、入所している児童	無料	学校保育課 保育班
3	休日保育	○日曜日や「国民の祝日に関する法律」に規定する休日において、就労により保護者がお子様を家庭で保育できない場合の保育需要に対応するため、佐喜浜保育所において行う保育 ☆市内に居住し、かつ、室戸市内の保育所等で保育を受けている乳幼児で、日曜日や休日に保護者の就労により家庭で保育を受けることができない乳幼児	無料	学校保育課 保育班
4	地域子育て支援拠点事業	○育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業。公立保育所佐喜浜保育所、私立保育所むろと保育園にて実施 ☆未就園の児童及び保護者、妊婦等	無料	学校保育課 保育班
5	一時預かり事業	○対象児童を、保育所で受け入れ、保育を行う事業。むろと保育園で実施 ☆保護者の病気等により家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童	有料 3歳未満 日額2,000円 半日1,000円 3歳以上 日額1,800円 半日 900円	学校保育課 保育班
6	就学援助制度	○対象者に、学校に必要な費用の一部を援助する制度 ☆経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者（室戸市に住所を有する者）	各費目によって 支給額が異なる	学校保育課 学校班
7	自転車ヘルメット着用 推進事業	○ヘルメットの購入費に係る経費に対して補助を行うことにより、自転車乗車時のヘルメット着用の促進を図る ☆市内在住で、室戸市立小学校1年生の保護者	対象児童1名につき 上限1,000円	学校保育課 学校班
8	放課後児童クラブ	○放課後や長期休暇等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援 ☆校区内の児童（小学生）	利用料 5年生～6年生 2,000円（8月5,000円） 1年生～4年生 3,000円（8月5,000円）	生涯学習課 生涯学習班
	放課後児童クラブ	○要保護・準要保護世帯について、利用者負担金2/3を償還払いにて補助 ☆保護者	—	生涯学習課 生涯学習班
9	放課後子ども教室	○放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する（コーディネーターを設置し体験学習等） ☆校区内の児童（小学生）	無料（保険料別途）	生涯学習課 生涯学習班
10	奨学資金貸与	○高等学校以上の学徒に資金を貸与して、教育の機会均等を図り、文化の向上と社会の健全な発展に貢献する人材を育成する ☆世帯主が引き続き1年以上本市に在住している者等	月額貸与金額 高等学校等 10,000円 高等専門学校（1～3年） 16,000円 高等専門学校（4～5年） 30,000円 専修学校（専門課程） 30,000円 短期大学 30,000円 大学及び大学院 35,000円	生涯学習課 人権教育班
11	乳幼児等医療費助成制度	○中学校卒業までの子どもに対する医療費自己負担分の全額助成（入院・通院） ☆中学校卒業までの子ども	医療費自己負担分の全額	福祉事務所 社会福祉班
12	ひとり親家庭 医療費助成制度	○母子・父子・児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）に対する医療費自己負担分の全額助成（入院・通院） ☆母子・父子・児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療費自己負担分の全額	福祉事務所 社会福祉班

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当班名
13	児童手当	○中学校修了前までの児童を養育している方に対して、6月・10月・2月の年3回、支給月の前月までの4か月分を支給 ☆中学校修了前までの児童を養育している者	(月額) 3歳未満の児童 15,000円 3歳以上小学校修了前 10,000円 (※第3子以降は15,000円) 中学生 10,000円 ※養育者の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として一律児童1人につき5,000円	福祉事務所 社会福祉班
14	児童扶養手当	○父または母と生計を別にする高校卒業まで(政令で定める障害を有する場合は20歳まで)の児童を監護している父・母・養育者に対して、奇数月の年6回、支給月の前月までの2か月分を支給 ☆父または母と生計を別にする高校卒業まで(政令で定める障害を有する場合は20歳まで)の児童を監護している父・母・養育者	(月額) 児童1人の場合 全部支給 43,160円 一部支給 43,150円～ 10,180円 児童2人の場合 1人目の額に以下の額を加算 全部支給 10,190円 一部支給 10,180円～ 5,100円 児童3人以上の場合 2人目までの額に、1人につき以下の額を加算 全部支給 6,110円 一部支給 6,100円～ 3,060円	福祉事務所 社会福祉班
15	不妊治療費補助金	○毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に、高知県不妊に悩む方への特定不妊治療助成金を受けた夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を補助 ☆不妊治療をされている夫婦 補助対象となる最初の診療日の1年前から室戸市の住民基本台帳に記載されており、室戸市に居住している者	(一般不妊治療) 1年度に5万円を上限(ただし、連続して5年以内) (特定不妊治療) 1回の治療につき10万円上限 補助回数:6回	保健介護課 健康推進班
16	養育医療	○身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、医療費を一部助成 ☆未熟児で医師が入院養育を必要と認めた児	利用者負担 世帯の所得区分により 上限額有 国1/2、県1/4	保健介護課 健康推進班
17	室戸市すこやか子育て祝金	○子を出産した者又は当該子の親権者に祝金を支給。出産の日から6月以内に申請 ☆当該出産の3月前から室戸市の住民基本台帳に記載されており、居住している者	(祝金の支給額) 第1子5万円 第2子10万円 第3子以降30万円	保健介護課 健康推進班
18	室戸市の赤ちゃん スターターキット事業	○保健師が訪問等で面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する相談を実施 安心して出産や子育てができるように「妊娠期・子育て期応援ケアプラン」を作成し、室戸市内にある子育てサービスを情報提供する 対象者のニーズに合わせた、保健指導を実施するとともに、室戸の赤ちゃんスターターキットをプレゼントする ☆妊娠中に申請した者 ・住民票が室戸市にあり、現に居住している者 ・自然豊かな室戸市で子育てを希望している者 ・妊娠期・子育て期応援ケアプラン作成に同意する者	無料	保健介護課 健康推進班
19	妊婦訪問	○保健師が家庭訪問し、妊娠・出産・育児についての健康相談を実施 ☆室戸市に住民票がある妊婦	無料	保健介護課 健康推進班
20	新生児訪問	○出生後、保健師が赤ちゃんのいる全ての家庭を訪問し、赤ちゃんの身体計測、お母さんの体調や育児に関する相談、市のサービスの情報提供等を実施 ☆室戸市に住民票がある新生児や産婦	無料	保健介護課 健康推進班
21	プレママ&子育てひろば	○毎月1回実施。妊婦や親子が交流しながら、妊娠・出産・子育てについての情報交換ができ、ゆったりと過ごせる集いの場。専門スタッフ(保健師、助産師、歯科衛生士、管理栄養士等)による相談や、子育てに役立つ講話や実習を実施 ☆妊婦、産婦、乳児	無料	保健介護課 健康推進班
22	ゆうゆうひろば	○毎月1回実施。子育てを楽しくできる方法を、親子で一緒に遊びながら学べる、集いの場。 子どもの成長・発達について、専門スタッフ(保健師・保育士等)が相談に応じる ☆乳児とその保護者	無料	保健介護課 健康推進班
23	乳児健診	○子どもの健康状態や発育・発達状況の確認、子育て相談を実施 問診、身体計測、診察、歯科・栄養相談、理学療法士による運動指導、子育てに関する相談を実施 ☆乳児(4・7・10か月児)	無料	保健介護課 健康推進班

	名 称	概 要 ・ 対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当班名
24	幼児健診	○子どもの健康状態や発育・発達状況の確認、子育て相談を実施 ・1歳6か月健診：問診、身体計測、診察、歯科健診、歯科・栄養相談、理学療法士による運動指導、むし歯予防についての普及啓発（歯っぴースマイルむし歯ゼロ事業）、子育てに関する相談、ヘルスマイトによる手作りおやつを試食、心理判定員による発達相談を実施 ・3歳6か月健診：問診、身体計測、診察、歯科健診、歯科・栄養相談、理学療法士による運動指導、フッ素塗布、むし歯予防についての普及啓発（歯っぴースマイルむし歯ゼロ事業）、尿・視覚・聴覚の検査、子育てに関する相談、心理判定員による発達相談を実施 ☆幼児（1歳9か月児、3歳6か月児）	無料	保健介護課 健康推進班
25	フッ素洗口事業	○小児に多いむし歯を予防するために、むし歯予防効果の高いフッ素を利用した洗口法を集団で実施。週1回フッ素洗口を実施 ☆保育園児（市内全保育所の年長児、年中児）、小学生、中学生	自己負担なし	保健介護課 健康推進班
26	アニバーサリーがん検診	○20歳、30歳、40歳、50歳、60歳の記念になる年度にがん検診の自己負担金が無料になる ☆室戸市の住民基本台帳に記載されており、居住している者で、実施年度の4月1日における満年齢が20歳、30歳、40歳、50歳、60歳の者	(20歳、30歳の方) 当該年度のがん検診：子宮頸がん検診の自己負担金が無料。 (40歳、50歳、60歳の方) 当該年度のがん検診：胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診の自己負担金が無料。	保健介護課 健康推進班
27	ワンコインがん検診	○胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診の自己負担金が一律500円 ☆室戸市の住民基本台帳に記載されており、居住している者 子宮頸がん検診20歳以上、胃がん・大腸がん・乳がん検診は40歳以上の者	(免除対象) 胃がん・子宮頸がん・乳がん検診は70才以上は無料。 生活保護受給者の方は全てのがん検診の自己負担金が無料。	保健介護課 健康推進班
28	特定健康診査	○定健康診査を集団健診（市内公民館等）および個別健診（高知県内委託医療機関）を無料で受診することができる ☆室戸市の住民基本台帳に記載されており、居住している者 国保に加入されている40歳以上75歳未満の者	無料	保健介護課 健康推進班



	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当課班名
1	室戸市空き家バンク制度	○空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を空き家を借りたい人に対して紹介をする ☆定住を目的として空き家の利用を希望する者及び住宅の所有者	無料 ※ただし、契約の際には、宅地建物取引業法の規定に基づく報酬が発生します	まちづくり推進課 移住促進室
2	室戸市空き家改修費補助金	○空き家バンクに登録をしている物件（空き家）の改修費の補助を行う ☆移住者及び住宅の所有者	補助率：10/10 （上限240万円）	まちづくり推進課 移住促進室
3	室戸市空き家家財道具等処分費補助金	○空き家バンクに登録をしている物件（空き家）の既存荷物の整理、運搬及び処分に要する経費の補助を行う ☆移住者及び住宅の所有者	補助率：1/2 （上限10万円）	まちづくり推進課 移住促進室
4	室戸市移住促進家賃等補助金	○移住者の経済的負担を軽減するとともに、移住希望者の円滑な移住の促進を図ることを目的として、移住者が居住するために借り受ける住宅の家賃等について、補助を行う ☆市外から本市へ定住の意思を持って転入し、本市の住民基本台帳に1年以内に記録された者で、その転入の日から起算して過去2年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことがない者等	補助率：1/2 （上限1万円/月）	まちづくり推進課 移住促進室
5	室戸市移住促進引っ越し費用補助金	○移住者の経済的負担を軽減するとともに、移住希望者の円滑な移住の促進を図ることを目的として、補助対象者が支払う引っ越し費用の一部について補助を行う ☆市外から本市へ定住の意思を持って転入し、その転入の日から起算して過去2年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことがない者	補助率：1/2 （上限5万円）	まちづくり推進課 移住促進室
6	室戸市結婚新生活支援補助金	○婚姻による新生活に伴う負担を軽減し、地域における少子対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費、住宅のリフォーム費用及び引っ越し費用の一部を補助する ☆補助金の申請の日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦 婚姻日における満年齢が、夫婦ともに39歳以下で本市に住所を有する方 婚姻世帯所得の合計が400万円未満 対象の住居が室戸市内にある 他の公的制度による家賃の補助等を受けていない 過去に本補助金又は他市町村による類似の補助金を受けていない 世帯員のいずれもが市税（国民健康保険を含む）及び県税を滞納していない 室戸市暴力団排除条例における暴力団等に該当しない	1新婚世帯あたり 上限30万円	まちづくり推進課 まちづくり推進班
7	室戸市太陽光発電システム設置費補助金	○地球温暖化の防止を推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付する ☆室戸市民	最高14万円 （1KWあたり35,000円）	まちづくり推進課 まちづくり推進班
8	室戸市老朽住宅除却事業費補助金	○老朽・不良住宅の取り壊しに対する補助 ☆市内の老朽住宅所有者又は相続人（市外在住者でも可）	原則的に、工事費用の80% （千円未満切捨て） ※上限164万5千円	財産管理課 建築住宅班
9	室戸市住宅リフォーム支援事業補助金	○住宅リフォーム工事や既存住宅の増築及び改築工事に対する補助 ☆室戸市に1年以上継続して住民登録し現に居住している者	工事費用の20% （千円未満切捨て） ※上限20万円	財産管理課 建築住宅班
10	木造住宅耐震診断調査事業	○昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断に係る費用を補助する ☆居住の用に供している室戸市内の既存木造住宅	無料	防災対策課 防災対策班
11	非木造住宅耐震診断費補助金	○昭和56年5月31日以前に建築された鉄骨造、鉄筋コンクリート造及びこれらの構造と木造との混構造の住宅の耐震診断に係る費用を補助する ☆居住の用に供している室戸市内の既存非木造住宅 市税及び県税を滞納していない者	1棟につき38,000円	防災対策課 防災対策班
12	住宅耐震改修設計費補助金	○住宅耐震診断を受け、倒壊の可能性があるとして診断された住宅を一応安全なレベル（評点が1.0以上）にするために、改修補強工事を行うことを前提とした耐震改修設計に要する費用の一部を補助する。 ☆耐震診断を受け総合評点が1.0未満と診断された住宅 改修後の総合評点が1.0以上になるもの 明らかな法令違反がないこと 高知県に登録された「登録設計事務所」が耐震改修設計をおこなうもの 対象となる住宅の所有者及び所有者と親子関係にある者、所有者の同意を得た入居者 市税及び県税を滞納していない者	1戸あたり最高30万まで （ただし実際にかかる費用が30万未満の場合はその額）	防災対策課 防災対策班

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当課班名
13	住宅耐震改修工事費補助金	○住宅耐震診断を受け、倒壊の可能性があるとして診断された住宅を一応安全なレベル（評点が1.0以上）にする改修補強工事に対して補助する ☆居住の用に供している室戸市の既存住宅の所有者 市税及び県税を滞納していない者	1戸あたり最高130万まで （ただし実際にかかる 費用が130万未満の場合は その額）	防災対策課 防災対策班
14	ブロック塀対策推進補助金	○危険性の高いブロック塀等の撤去や生け垣、フェンスなどの安全な塀への改修費用を補助する ☆緊急輸送道路または避難路に面している危険性の高い塀 市税及び県税を滞納していない者	40万円まで	防災対策課 防災対策班
15	家具転倒防止金具等取付け 事業費補助金	○家具の転倒を防止するための金具及び取付補助剤やガラス飛散防止フィルムの購入費用及び取り付け費用を補助する ☆室戸市内に住所を有する世帯 自己の所有とする家屋であること（借家等で家主の承諾がある場合は可）	1世帯あたり3万円まで	防災対策課 防災対策班
16	室戸市防災士資格取得 受験手数料等助成事業	○防災士資格取得試験受験手数料及び防災士認証登録申請手数料（試験合格時）を補助する ☆室戸市内に住所を有する者 高知県防災士養成講座の受講が決定し、防災士の資格を取得しようとする者（講座の受講を免除されている者を含む） 防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある者	防災士資格取得試験 受験手数料 3,000円 防災士認証登録申請手数料 （試験合格時） 5,000円	防災対策課 防災対策班
17	合併処理浄化槽 設置費補助金	○合併処理浄化槽の新規設置及び撤去に係る工事費に対する補助金 ☆合併処理浄化槽を新規に設置する者	設置 5人槽 330,000円 7人槽 414,000円 10人槽 546,000円 撤去 90,000円	市民課 生活環境班
18	ごみ減量化促進事業費 補助金	○コンポストの購入に対する補助金 ☆市内に居住し、住所を有する者	購入金額の1/2 上限30,000円	市民課 生活環境班
19	飲料水供給施設等 整備費補助金	○給水人口50人未満で水道を設置しようとする個人または団体（任意の団体可）に対する補助金 ☆未給水地域で水道を設置しようとする個人または団体	事業費 上限3,000,000円 補助率8/10 自己負担 2/10 （上限20万円）	市民課 生活環境班
20	重要伝統的建造物群 保存地区	○保存地区内の建物及び工作物の修理費用や景観に配慮した修景費用に対し補助を行う ☆保存地区内の土地又は建造物その他の物件若しくは環境物件について権利を有する者	修理（主屋・土蔵） 市4/5 800万上限 修景（主屋） 市2/3 500万上限 他	生涯学習課 生涯学習班



	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当課班名
1	中山間地域高齢者等 タクシー利用助成事業	○バス路線より一定以上の距離にある地域の方が、タクシーを利用した場合に運賃の一部を補助する ☆バス路線より一定以上の距離にある地域に在住し、以下の条件の者 75歳以上の者のみで構成される世帯 運転免許証を返納している65歳以上の者 障害者手帳1・2級の者等	対象地域から最寄りのバス 停までのタクシー代金の約 3分の2を補助し、助成券 は1カ月あたり4枚支給	保健介護課 高齢者介護班
2	住宅改造支援事業費補助金	○要介護者等の居住する住宅の、その身体状況等に応じて行う改修・改築工事（浴室、玄関、台所、便所、廊下、階段居室等）にかかる費用を補助 ☆室戸市内に住所を有し、介護保険制度の要支援又は要介護の認定をされた方等を含み、世帯の主たる生計中心者の前年度の所得税額が30万円未満の世帯	補助対象事業費（上限100万 円）の3分の1	保健介護課 高齢者介護班
3	生活支援寝具 洗濯サービス事業	○寝具類等の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒等のサービスを行う ☆概ね65歳以上の高齢者のみの世帯並びに身体障害者で寝具類等の衛生管理が困難な者	利用回数は年間2回以内 自己負担額は1割	保健介護課 高齢者介護班
4	訪問理美容サービス事業	○理美容店に行くことが困難な者に対し、訪問理美容サービスを提供する ☆概ね65歳以上の高齢者のみの世帯並びに身体障害者で理美容店に行くことが困難な者	訪問のための移動・出張経 費を委託事業者に支払い、 理美容料金は自己負担	保健介護課 高齢者介護班
5	移動入浴車派遣事業	○移動入浴車による家庭での入浴サービスを提供する ☆40歳以上、介護が必要な方及び、身体障害者手帳第1種2級以上、家庭において入浴困難な者	移動入浴車の派遣に要する 費用は1回あたり12,500 円で、利用者負担は0円 ～1,250円	保健介護課 高齢者介護班
6	家族介護用品支給事業	○介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤等）を支給 ☆要介護度4・5の方の介護を行っている家族（要介護者・介護者共に非課税世帯の者）	1ヶ月上限 6,580円	保健介護課 高齢者介護班
7	家族介護慰労金支給事業	○過去1年間介護保険サービスを受けていない等の条件を満たす場合に年額20万円まで支給する ☆要介護度4・5の在宅高齢者を介護する家族	年額20万円	保健介護課 高齢者介護班
8	配食サービス事業	○毎週2回、夕食を配食する ☆概ね65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者で、調理が困難な者	利用者負担は、 お弁当：400円 おかずのみ：250円	保健介護課 高齢者介護班
9	高齢者等買い物支援事業	○室戸市商工会に委託し、買い物弱者の買い物代行や宅配を行う ☆65歳以上の者のみで構成される世帯 障害者手帳1・2級の者等	利用料：1コンテナあたり 200円	保健介護課 高齢者介護班
10	成年後見制度支援事業	○成年後見制度市長申立の申立費用や後見人への報酬の助成を行う ☆申立：申立を行う親族がいない者 報酬助成：低所得の者等	申立費用：必要額 報酬助成：（1月あたり） 施設等入所者は18,000 円、在宅者は28,000円 が上限	保健介護課 高齢者介護班
11	身体障害者 住宅改造支援事業	○身体に障がいのある者が住んでいる住宅について、身体状況等に応じて行う改修・改築工事（浴室、玄関、台所、便所、廊下、階段、居室等）にかかる費用を補助 ☆身体障害者手帳1級又は2級に該当する者、若しくは、下肢、体幹機能障害等のある3級の者	補助対象事業費 （上限100万円）の3分の1	保健介護課 障害福祉班
12	あったかふれあいセンター 事業	○子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、【相談、訪問、つなぎ、集い、預かる、送る、交わる、学ぶ】などのサービスを提供 ☆高齢者、障害者、子ども、一般の者等	利用者負担 なし ただし、食材費などは実費	保健介護課 障害福祉班
13	相談支援事業	○障害のある者やその保護者、介護を行っている者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整など必要な援助を行う ☆身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者、その家族など	利用者負担 なし	保健介護課 障害福祉班
14	日常生活用具給付事業	○障害のある者が、日常生活を容易にするために使用する用具の給付を行う（入浴補助用具、頭部保護帽、電気式たん吸引器、盲人用時計、拡大読書器など） ☆身体障害児・者（難病患者等を含む）、知的障害児・者、精神障害者	利用者負担 世帯の所得区 分による 生活保護、非課税世帯は0 円	保健介護課 障害福祉班
15	手話奉仕員等養成事業	○聴覚障害のある者等との交流活動の促進や市町村の広報活動などの支援として期待される日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成する ☆ボランティア活動に興味のある者	受講料 無料 テキストは実費	保健介護課 障害福祉班
16	意思疎通支援事業	○聴覚障害のある者に対して手話通訳者・要約筆記者を派遣する ☆聴覚障害者	利用者負担 なし	保健介護課 障害福祉班
17	移動支援事業	○障害のある者の外出や余暇活動を支援するため、ヘルパー等による付き添い介助や市の事業等への車両による送迎を行う ☆身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者	利用者負担 原則1割負担 ただし、世帯の所得区分 により上限額有	保健介護課 障害福祉班
18	障害福祉サービス事業	○施設等への入所や通所、在宅でのヘルパー利用、就労支援施設、グループホーム等のサービスを提供する ☆身体障害児・者（難病患者等を含む）、知的障害児・者、精神障害者	利用者負担 原則1割負担 ただし、世帯の所得区分 により上限額有	保健介護課 障害福祉班
19	補装具給付事業	○車いす、電動車いす、補聴器、遮光眼鏡等の補装具を給付する ☆身体障害児・者（難病患者等を含む）、知的障害児・者、精神障害者	利用者負担 原則1割負担 ただし、世帯の所得区分 により上限額有	保健介護課 障害福祉班
20	日中一時支援事業	○日中において監護する者がいないため、障害者支援施設等において、一時的に見守り等の支援を行う ☆身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者	利用者負担 原則1割負担 ただし、世帯の所得区分 により上限額有	保健介護課 障害福祉班

	名 称	概 要 ・ 対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当課班名
21	重度障害児者 医療費助成事業	○国民健康保険等の医療保険に加入し、一定の障害程度に該当する者について、医療費の自己負担分の助成を行う ☆身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1、A2等の者（65歳以上で新たに重度障害者の認定を受けた者で市町村民税課税世帯の者は対象外）	医療費にかかる自己負担分 ただし、医療保険適用分 に限る	保健介護課 障害福祉班
22	自立支援医療費助成事業 (更生医療・育成医療)	○心臓機能障害による手術や腎臓機能障害による人工透析などの医療費を助成する ☆対象となる障害を有する障害者・児	利用者負担 原則1割負担 ただし、世帯の所得区分 により上限額有	保健介護課 障害福祉班

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当班名
1	室戸市無料職業紹介所	○職業安定法の規定に基づき、室戸市が移住・定住促進に伴う事業として、無料の職業紹介業務を行う ☆室戸市への移住希望者及び室戸市民	無料	まちづくり推進課 移住促進室
2	室戸市創業・事業承継支援事業費補助金	○市の産業・経済の活性化を図るため、本市で新たに創業（第二創業を含む）・事業承継を行う者に対し、補助金を交付する ☆（1）創業 室戸市内に新たに事業を興す者 （2）第二創業 室戸市内において、既に事業を営んでいる中小企業者、特定非営利活動法人又は個人事業主から事業を承継する場合に、業態転換や新事業・新分野に進出し引き続き市内で事業を行う者 （3）事業承継 室戸市内において、既に事業を営んでいる中小企業者等から事業を承継し、継続して実施する者 【要件】 (1)補助金の申請年度内に新たに創業等を行う者であること (2)納付すべき租税及び本市公課の滞納がないこと (3)住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により室戸市の住民基本台帳に記録されている者であること (4)室戸市商工会又は市内の金融機関から指導、助言を受けて行う事業であること (5)室戸市商工会又は市内の金融機関から適切な事業計画を有しているものとして推薦を得ていること (6)室戸市商工会の会員である者又は創業後に会員となるものであること	（1）補助率1/2 （2）限度額 200万円	産業振興課 商工水産振興班
3	企業誘致推進奨励金	○雇用機会の拡大及び産業の振興を図るため、誘致企業に指定した事業者に対し、奨励金を交付する ☆室戸市に事業所を新設又は増設し、誘致企業に指定された法人又は個人の事業者 【要件】 (1)投下固定資産の取得金額が2,700万円を超えると見込まれること (2)新規雇用従業者が3人以上見込まれること (3)事業所立地に伴う環境保全について適切な措置を講ずるものと認められること (4)納付すべき租税及び本市公課の滞納がないこと	奨励金交付期間 5年間 投下固定資産（土地、家屋、償却資産）に賦課された固定資産税相当額	産業振興課 商工水産振興班
4	コールセンター等設置奨励金	○雇用機会の拡大及び地域経済の活性化を図るため、本市が誘致した企業で、コールセンター又はバックオフィス若しくはコンテンツ産業に係る事務所を開設する事業者に対し、奨励金を交付する ☆室戸市にコールセンター又はバックオフィス若しくはコンテンツ産業に係る事務所を開設する事業者 【要件】 (1)操業開始の日から起算して1年以内の新規雇用者のうち雇用の期間の定めのない常用雇用者が5名以上であること (2)操業開始の日から起算して1年以内の雇用の期間の定めのない常用雇用者数の割合が100分の80以上であること (3)納付すべき租税及び本市公課の滞納がないこと	奨励金交付期間 5年間 奨励金交付限度額 1年あたりの限度額 2,000万円 土地・家屋の借料 総額1,000万円 補助率 1/2 研修費 補助率 3/4 人材募集費 補助率 1/2 人件費（1名あたり） スーパーバイザー 100万円 常用雇用者 50万円 パートタイム労働者 30万円 ※申請は年度内に2回まで	産業振興課 商工水産振興班
5	漁業就業支援事業費補助金	○新規漁業就業者の育成・確保及び室戸市内へのU I ターン者の定住により、地域の活性化を図る。漁業就業希望者の自立・自営のために必要な漁業技術習得を支援する ☆室戸市民、U I ターン者	最長2年の生活補助 いずれも月20日以上研修を行った場合 ・技術研修生への生活支援 月額5万円 ・漁業技術指導者への謝礼 月額2万5千円（上限） ※月20日未満の場合は日割り ※県補助は別にあります	産業振興課 商工水産振興班
6	沿岸漁業設備投資促進事業費補助金	○沿岸漁業者の経営改善を図るため、漁業用機器等の導入事業に要する経費を補助する ☆浜の活力再生広域プランを策定する広域水産再生委員会に参画する漁業者	【補助率】 20分の1以内 新規漁業就業者を対象とする場合は、10分の1以内とする 【補助上限額】 250万円	産業振興課 商工水産振興班

	名 称	概 要・対 象 概要○、対象☆	補助率、金額等	担当班名
7	担い手支援事業 (研修区分)	○1年以上2年間、研修を受けるために必要な経費として補助金を支給 ☆専業農家としての就農を目指して研修を受けることを希望する産地提案書に定められている品目及び対象年齢の者	①(産地提案タイプ) 月額15万円 (基本構想タイプ) 月額12.5万円 (青年就農給付金準備型と併用する場合はその差額となります。) ②月額12万円	産業振興課 農林振興班
8	担い手支援事業 (親元区分)	○農業後継者として育成するため、一定期間研修を行った認定農業者等に対し支援金を支給 ☆認定農業者等の3親等以内の農家子弟で、産地提案書に定められた品目及び対象年齢のUターン就農した者(1年以上県外に在住し、県内で1年以内に就農する者又は1年以上他産業に従事した者で離職後1年以内に就農する者)	認定農業者等：60万円～120万円	産業振興課 農林振興班
9	青年就農給付金 (準備型)	○就農を目指して研修期間や受入農家等のもとで研修を受ける際に最長2年間補助金を給付 ☆就農予定時に45歳未満の者	年間150万円	産業振興課 農林振興班
10	農業次世代 人材投資事業費補助金 (経営開始型)	○経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、最長5年間にわたり、補助金を給付 ☆就農開始時の年齢が50歳未満で、経営開始から5年以内の認定新規就農者 (※認定新規就農者：経営開始から5年以内の18歳以上50歳未満の者で、室戸市にて青年等就農計画が認定された者)	年間最大150万円(ただし、経営開始3年目まで。4年目以降は120万円)	産業振興課 農林振興班
11	特用林産業 新規就業者研修支援事業	○最長2年間、研修を受けるために必要な経費として補助金を支給 ☆義務教育を修了し、補助開始年度の4月1日現在15歳以上65歳未満の者	月額15万円	産業振興課 農林振興班
12	室戸市看護師 確保対策補助金	○平成27年4月1日以降に、看護技術の確保のための研修が必要な復職看護師や新規卒業生など看護学校を卒業したのちに一度も勤務したことがない新規看護師を雇用した医療機関や室戸市に移住し、看護師として室戸市内の医療機関に就労する者に対し、補助を行うことにより、看護師の就労支援及び医療機関の負担軽減等を通じ、室戸市内の医療を確保する ☆永住の意思をもって室戸市に生活の本拠地を置き、かつ住民基本台帳に記録された看護師の資格を持つ者で市内の医療機関に看護師として正規雇用された者	【復職看護師】 月15万円(1年以内) 【新規雇用看護師】 月10万円(1年以内) 【移住看護師】 月5万円(1年以内)	地域医療対策課 地域医療対策班
13	シルバー人材センター	○「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、都道府県知事の指定を受け設置されている公共性の高い公益法人(公益社団法人)。会員は、健康で働く意欲のある60歳以上の者で構成されており、企業や家庭、公共団体などから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員に提供。清掃、剪定、事務、子育て支援などの仕事を請け負う ☆60歳以上の健康で働く意欲のある者 室戸市内にお住まいの者 センターの基本理念、目的趣旨を理解し賛同いただける者 家族の入会同意を得られる者	-	シルバー人材センター